

(参考)

長野県高齢者施設等応援職員派遣支援に関する費用の補助について

「長野県高齢者施設等応援職員派遣支援に関する実施要領」(以下「派遣支援に関する実施要領」という。)に基づく、応援職員の派遣を行った協力施設の費用については、「長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、補助します。

以下の表の備考欄に記載のとおり、交付要綱第2条第1項各号に掲げる事業の経費として計上し、補助金の交付申請をお願いします。

○職員派遣等に関する費用負担等(派遣支援に関する実施要領5(3)関係)

応援期間における下表左欄に掲げる応援職員の経費については、協力施設等が負担するものであること。ただし、左欄に掲げる経費のうち右欄に相当するものは、協力施設等の申請により、予算の範囲内において補助するものであること。

協力施設等の負担	補助対象経費 (10/10 補助)	【備考】 交付要綱第2条第1項各号に掲げる事業のうち、該当する事業名
(ア) 給料、手当 (休日勤務若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に応援業務に従事した場合の手当を含む)	応援職員に支給した割増手当、交通費、傷害保険料 【補助上限額】 16,000 円/日 (注) ・派遣期間及び応援終了後14 日を上限に待機する場合の手当も対象 ・同一法人内も含む	・応援期間中の経費 (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業
(イ) 健康保険、厚生年金保険、介護保険、労災保険、雇用保険、損害賠償保険及び傷害保険		・応援期間終了後の経費 (3) 応援職員派遣調整事業
(ウ) 応援職員の住居から応援先施設等への移動に要する交通費		
(エ) 宿泊費	宿泊費 (注) 応援終了後14 日を上限に待機する場合の宿泊費も対象。 【補助上限額】13,100 円/日	(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

(オ) その他応援に必要な経費	県が必要と認めた経費 経費の例 ・(イ) の傷害保険料は1人1日当たり 280 円を限度としており、加入した傷害保険料がその金額以上の場合(※1) ・必要に応じて受けた PCR 検査等の自費での検査費用	(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業 (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業(別添1の定めに基づく)
-----------------	--	--

(※1) 派遣を行う応援職員について、派遣先施設での業務中における怪我や新型コロナウイルス感染症等に対応するため、「新型コロナウイルス発症施設への職員派遣に対する傷害保険」(東京海上日動火災保険)の加入が可能。加入する場合は県へ連絡。

○派遣元法人への協力金(派遣支援に関する実施要領5(4)関係)

応援職員を派遣した他の法人に対して、別表により、予算の範囲内において補助するものであること。

(別表)

金額は、次表により、単価に対象期間又は対象人数を乗じた額とする。

項目	対象施設等	単価	対象期間・人数	【備考】 交付要綱第2条第1項各号に掲げる事業のうち、該当する事業名
派遣法人協力費	感染発生施設に、直接若しくは間接に、応援職員を派遣した法人 (同一法人内を除く)	10,000 円 /日	派遣期間及び自宅待機期間 (待機期間は14日を上限)	(3) 応援職員派遣調整事業
事業者団体派遣調整協力費	感染発生施設等への応援職員の派遣を調整した団体	2,000 円 /人	実派遣人数	(3) 応援職員派遣調整事業(10万円が上限)